

# 水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ（令和4年4月改定）

本町の水道料金・下水道使用料は平成15年4月の3町合併当時に水道は一番低い旧大崎町の料金に、下水道は合併協議会により設定し統一して以来、今日まで改定することなく現行料金を据え置いていましたが、この度19年ぶりに水道料金と下水道使用料を改定します。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市町村合併前と改定後の水道料金・下水道使用料（10m<sup>3</sup>当たりの月額・メーター使用料別）

町名	合併前（～H15.3）		現行（H15.4～R4.3）		改定後（R4.4～）	
	水道料金※1	下水道使用料※2	水道料金	下水道使用料※2	水道料金	下水道使用料
旧大崎町	1,650円	★2,750円	1,650円	2,750円	2,035円	3,270円
旧東野町	2,200円	—				
旧木江町	1,870円	3,300円				

旧3町で一番安い旧大崎町の料金に統一しました。

☆旧大崎町は3町合併時下水道未供用でしたが合併協議会で旧大崎町の予定額に設定しています。

※1 合併前の10m<sup>3</sup>/月使用時の税抜料金に消費税10%を加算した額を参考に表示しています。

※2 合併前と現行は世帯人員1名の税抜料金に消費税10%を加算した額を参考に表示しています。

## 1. 水道事業の現状と料金改定の必要性

### ○水道事業の現状

給水人口・給水量減による収益悪化

	基準外町補助金	料金収入
H30	2,926万円	2億9,277万円
R1	3,240万円	3億648万円
R2	3,709万円	2億8,646万円

料金収入が減り基準外町補助金が増加

老朽化の進行と耐震化の遅れ

管路老朽化率	24.96% (全国平均 19.44%)
管路耐震化率	0.65% (全国平均 26.6%)
大規模な断水を防ぐには水道施設・水道管の計画的な改築・耐震化が必要ですが、本町では資金に余裕がないため遅れています。	

### ○料金改定の必要性

本町水道事業はこれまで漏水調査による有収率の向上や施設の統廃合による経費削減の努力を続け19年間料金を値上げせず運営を行ってきました。

しかし、人口減少により給水人口の減少が続き、節水機器の普及などもあり、今後も給水収益の低下は抑えられないものとなっています。一方で、水道施設の老朽化や耐震化の対策のため、今後も維持管理や施設更新等に多額の費用がかかり、経営努力だけでは収支の改善が困難となっており、今回見直しを行うこととなりました。

## 2. 水道料金改定の内容について

### ○改定施行日：令和4年4月1日から

【改定の適用時期】改定施行日前から引き続き利用している場合

**令和4年5月検針（6月請求から）**

### ○平均改定率：6.6%（令和2年度決算による換算）

### ○基本水量：10m<sup>3</sup>/月 → 7m<sup>3</sup>/月（基本使用料のみで使用できる水量）

【モデルケース】※世帯人員の平均水量で算出していますので、**あくまでも目安として下さい。**

メーター口径13mm使用料込（月額）

種別（使用水量）	現行	改定後	差額
一般家庭3人世帯（20m <sup>3</sup> ）	3,850円	4,345円	+495円
一人暮らし老人（7m <sup>3</sup> ） ⇒一般家庭と同じとなります	1,199円	1,485円	+286円

### 3. 水道加入者分担金の見直しについて

○水道加入者分担金：広島県内で最安価であったため近隣市町の平均とします。

【改定の適用時期】

**令和4年4月1日申し込み分から**

種別	現行	改定後	差額
メーター口径 13mm	27,500 円	51,000 円	+23,500 円
メーター口径 20mm	38,500 円	110,000 円	+71,500 円

### 4. 下水道事業の現状と使用料改定の必要性

○下水道事業の現状

町からの繰入金の状況

	基準外町繰入金	使用料収入
H30	7,012 万円	8,200 万円
R1	6,484 万円	8,529 万円
R2	6,290 万円	8,340 万円

**多額の赤字を町が補てんしています。**

使用料単価・汚水処理原価(令和2年度)

使用料単価 **266 円**

汚水処理原価 **328 円**

汚水処理原価（下水を処理するのにかかる1m<sup>3</sup>当りの単価）が使用料単価（料金収入の1m<sup>3</sup>当りの単価）を大きく上回っている。

○使用料改定の必要性

本町下水道事業の現行の料金体系は、基本使用料と人数制による二部料金制を採用しており、使用者の人数に応じて負担するという点では公平ですが、使用量に応じて負担するという観点から公平であるとは言えません。

また人口減少に伴い処理人口が計画処理人口を大幅に下回っていること、高齢化世帯の増加等により、使用料収入が伸び悩む一方で、老朽化した施設の更新に対する投資的経費が今後も増加する見込みであり、現況では「独立採算の原則」から懸け離れた経営状態にあるため、早急に解決する必要があります。

### 5. 下水道使用料改定の内容について

○改定施行日：令和4年4月1日から

【改定の適用時期】改定施行日前から引き続き利用している場合

**令和4年5月検針（6月請求から）**

○平均改定率：18.7%（令和2年度決算による換算）

【モデルケース】※世帯人員の平均水量で算出していますので、**あくまでも目安として下さい。**

(月額)

種別（使用水量）	現行	改定後	差額
一般家庭3人世帯（20m <sup>3</sup> ）	3,630 円	4,270 円	+640 円
高齢者1人世帯（7m <sup>3</sup> ） ⇒一般家庭と同じとなります	2,200 円	2,970 円	+770 円

●改定についてご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

**お問い合わせ 上下水道課 ☎（0846）64-3513**